

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月5日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第31号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額</p>

<p>(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)とする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)とする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。